

○国土交通省告示第 号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項に基づき、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件（平成十六年国土交通省告示第四百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一 (略)</p> <p>第二 申請の方法</p> <p>一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。</p> <p>一 提出書類</p> <p>イ 申請書及び添付書類</p> <p>次に掲げる書面とする。ただし、規則の規定により提出を要しないものとされた場合にあつては、この限りではない。</p> <p>1 規則別記様式第二十五号の十四による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則別記様式第二十五号の十三による経営状況分析結果通知書</p> <p>ロ 確認書類</p> <p>申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。</p> <p>1 〓 4 (略)</p> <p>5 規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 〓 (3) (略)</p> <p>6 〓 9 (略)</p> <p>10 企業年金制度又は退職一時金制度に係る書類であつて、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会</p>
改正前	<p>第一 (略)</p> <p>第二 申請の方法</p> <p>一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。</p> <p>一 提出書類</p> <p>イ 申請書及び添付書類</p> <p>次に掲げる書面とする。ただし、規則の規定により提出を要しないものとされた場合にあつては、この限りではない。</p> <p>1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書</p> <p>ロ 確認書類</p> <p>申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。</p> <p>1 〓 4 (略)</p> <p>5 規則別記様式第二十五号の十一別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 〓 (3) (略)</p> <p>6 〓 9 (略)</p> <p>10 企業年金制度又は退職一時金制度に係る書類であつて、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全日本火災共済共同組合連合会又は一般社</p>

- 又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二十七条の二第一項の規定により設立の認可を受けた者であつて、同法第九条の六の二第一項又は同法第九条の九第五項において準用する第九条の六の二第一項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券の写し
- 11  
13 （略）
- 14 有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は建設業の経理実務の責任者のうち建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）第一の四の五の（二）イに掲げる者のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものと
- 15 規則別記様式第二十五号の九による登録経理試験の合格証の写し、平成十七年度までに実施された建設業経理事務士検定試験の1級試験若しくは2級試験の合格証の写し又は規則別記様式第二十五号の十による登録経理講習の修了証の写し
- 16  
19 （略）
- 20 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し
- 21 建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等の写し

- 団法人全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券の写し
- 11  
13 （略）
- 14 有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験（規則第十八条の三第三項第二号ロに規定する登録経理試験をいう。以下に同じ。）に合格した者のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものと
- 15 規則別記様式第二十五号の七の二による登録経理試験の合格証の写し又は平成十七年度までに実施された建設業経理事務士検定試験の1級試験若しくは2級試験の合格証の写し
- 16  
19 （略）
- 20 （新設）

22

申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項が記載された部分

(1) 氏名、生年月日及び年齢

(2) 職種

(3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による医療保険、

国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による年金及び

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険の加入等の状況

二 (略)

第三 (略)

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十五により通知するものとする。

第五 再審査の方法

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を国土交通大臣に提出して再審査を申し立てることができる。

経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

イ 規則別記様式第二十五号の十四による経営規模等評価再審査申立書

ロ、ハ (略)

第六 (略)

二 (略)

第三 (略)

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知するものとする。

第五 再審査の方法

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を国土交通大臣に提出して再審査を申し立てることができる。

経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

イ 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

ロ、ハ (略)

第六 (略)

附 則

この告示は令和三年四月一日から施行する。